

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、効率的で健全な企業経営にはコンプライアンスが不可欠であると認識し、企業活動の基本指針として制定した「企業倫理綱領」に基づいた行動実践に努めております。平成18年5月に「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、内部統制システムの整備、拡充に取り組んでおります。財務情報等を適正に作成し、適時に開示する内部統制システムの構築・運用が重要であると認識しており、そのための社内体制の一層の充実に努めております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称                    | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|---------------------------|-----------|-------|
| 日東精工協友会                   | 2,606,920 | 6.51  |
| グンゼ株式会社                   | 2,084,992 | 5.21  |
| 株式会社京都銀行                  | 1,892,278 | 4.73  |
| 三井住友信託銀行株式会社              | 1,785,000 | 4.46  |
| 神鋼商事株式会社                  | 1,499,746 | 3.75  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行             | 1,347,648 | 3.37  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 943,000   | 2.35  |
| 日東精工従業員持株会                | 816,124   | 2.04  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 675,000   | 1.68  |
| 日本生命保険相互会社                | 619,456   | 1.54  |

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

1.上記のほか当社所有の自己株式1,687,489株(4.22%)があります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 12 月

業種 金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| 定款上の取締役の員数                     | 15 名               |
| 定款上の取締役の任期                     | 2 年                |
| 取締役会の議長                        | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数                         | 10 名               |
| 社外取締役の選任状況                     | 選任していない            |
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし                 |

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名    |
| 監査役の人数     | 4 名    |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### 1. 監査役と内部監査部門の連携状況

監査の実効性を高めるため、監査役は内部監査部門から、内部監査方針及びその監査項目を聴取し、結果報告を求めるなど内部監査部門との情報交換により、連携を図っております。

##### 2. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は毎期、会計監査人の監査契約と監査体制の内容を聴取し、監査方針及び重点監査事項の報告を受けるとともに、意見交換を行っております。また、会計監査人の監査に随時立会い、監査の方法等の検証を行っております。監査報告書の作成にあたっては、会計監査人の監査の概要及び監査方法とその結果について報告を受けるなど、会計監査の質的向上に注力しております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 下井 幸夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 大槻 隆士 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                  | 選任の理由                                                                                                                                       |
|-------|------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下井 幸夫 | ○    | ゲンゼ株式会社の常勤監査役であります。           | 当社の株主であるゲンゼ株式会社の常勤監査役であります。社外監査役は独立機関である当社監査役会の中でも、より独立性の高い存在であると考えております。企業の経理・財務分野での豊富な知識や監査役としての見識が、独立の立場から当社の監査業務に活かせると考えたためであります。       |
| 大槻 隆士 |      | 京都クレジットサービス株式会社の代表取締役社長であります。 | 当社とは特記すべき関係に無い京都クレジットサービス株式会社の代表取締役社長であります。社外監査役は、独立機関である当社監査役会の中でも、より独立性の高い存在であると考えております。金融機関での豊富な業務経験や監査役としての見識が、当社の監査業務に活かせると考えたためであります。 |

## 【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 1 名 |
|---------|-----|

## その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

## 該当項目に関する補足説明

企業の継続的な成長・発展は取締役の基本的な責務であり、その報酬については成果に基づき期間利益で行う考えであります。ストックオプション制度につきましては、株価第一主義の温床となり、短視眼的な会社運営に陥る懸念から、また報酬の公正性、安定性の観点からも業績配分が良いと考えております。

## ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

## 該当項目に関する補足説明

当社取締役の平成26年12月期の年間報酬等の総額は、115百万円(うち社外取締役 該当なし)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、世間水準や各取締役の地位、在任期間、従業員の昇給等を参考として改定を行っております。  
監査役の報酬等の額は、取締役の報酬等の額の改定等を参考に、監査役の協議により改定を行っております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専属スタッフおよび専任部署は設置しておりませんが、必要に応じて、都度企画室がサポートしております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は4名(うち社外監査役2名)で組織し、原則として毎月1回その他必要に応じて、取締役会に先立ち開催しております。

取締役会は原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、経営にかかわる重要事項について審議・決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお当社は現在取締役を10名選任しており、社外取締役はおりません。

常務会は、原則として毎月2回開催し、経営基本事項及び重要事項の審議ならびに常勤役員会付議事項の事前審査を行っております。

常勤役員会は原則として毎月2回開催し、社長の意思決定の協議機関として経営基本事項を協議し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の経営監視機能は、独立機関である監査役会が主に担っており、取締役会付議議案の事前監査を実施するなど監査役による監視機能を充実させております。またアドバイザー機能につきましては、法務・会計・税務における複数の専門家との顧問契約を積極的に活用することで、その補完に努めております。当社は迅速で効率的な意思決定を重視し、事業内容を熟知した取締役による経営統治体制としております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|               | 補足説明                                            |
|---------------|-------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 109期(平成26年12月期)は、定時株主総会日3月27日に対し、3月6日に発送しております。 |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                                                                                      | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 中間(8月)・期末(2月)の年2回開催しております。                                                                                                                | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 有価証券報告書と各四半期報告書を掲載しており、当社ホームページ(URL <a href="http://www.nittoseiko.co.jp/">http://www.nittoseiko.co.jp/</a> )から、報告書データを直接ダウンロードすることができます。 |               |
| その他                     | IR専任担当部署は設置しておりませんが、IRに関する連絡窓口は企画室企画課が担当しております。                                                                                           |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社「企業倫理綱領」中の「行動規範」において、お客様、地域社会に対する貢献、投資家に対する理解促進、従業員の人格の尊重に努めることなどにつきまして規定しております。                                                                   |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 社内外への環境情報として、当社ホームページに環境報告書を公開し、継続的かつ広範囲にわたり、環境管理についての情報発信を行っております。CSR活動は全従業員の具体的行動基準である「行動規範」を遵守し、従業員個々の業務活動が当社の社会貢献につながるよう、社内研修を行うなど積極的に取り組んでおります。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 「行動規範」において次のように定めております。当社は株主、投資家等とのIRを重視した活動を通じて当社への理解促進に努めます。また、様々な機会に地域社会とのコミュニケーションを行い、当社への信頼醸成に努めます。                                             |



## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」は次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用人に法令・定款等の遵守を徹底するため、企業倫理綱領の整備、見直し等を行うとともに、取締役及び使用人が法令・定款等の違反に関する行為を発見した場合の報告手段としての倫理規定違反報告書、企業倫理ホットラインの、さらなる周知徹底を図るとともに、公益通報者の保護を図り、適法かつ公正な事業運営を図る。
- (b) 社長直轄の組織として設置した内部統制推進部による業務のモニタリングを実施し、法令、定款及び社内規定に則り、妥当かつ合理的に実施されているかを調査し、社長に報告する。
- (c) 関連する法規の制定・改正があった場合は、必要な研修を実施する。
- (d) 財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
- (e) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、またその活動を助長するような行為は行わない。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、常勤役員会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報の取扱いについては、法令及び文書帳票保管及び処分規定に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間保存する。
- (b) 取締役及び監査役は、必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- (a) リスクカタログを作成し、当社が抱える諸リスクの抽出、分析、評価、優先度の決定を実施し対応を図る。
- (b) 当社の経営または事業活動に重大な影響を与えると判断される突発的なリスク発生時には、危機管理委員会規定に基づき取締役社長が委員長として危機管理委員会を招集し、速やかに問題の解決にあたる。
- (c) 情報漏洩等による企業の信頼の喪失及び経済的損失を防止するため、企業機密管理規定及び運用細則に基づき、当社が有する重要な情報を適切に管理する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役職務権限規定等に基づき運営を行うとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討、決定する常務会・常勤役員会等の有効的活用、及び各部門の有効な連携の確保のための制度の整備、運用等を行う。
- (b) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規定等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社及び子会社と関連会社（以下、子会社等という）から成る企業集団の業務の適正を確保するため、またグループ間取引の適正を図るため、関係会社管理規定に基づき、子会社等の経営に関わる基本的事項に関して統括的に管理及び指導を行う管理部署を設置するとともに、適切な監視体制および報告体制を確保する。
- (b) すべてのステークホルダーとの信頼をさらに高めるとともに、企業の社会的責任を果たすため、企業倫理綱領を子会社等の指針として積極的に展開する。
- (c) 子会社等は関係会社管理規定に従い、定期的に業務執行状況を当社に報告する。
- (d) 子会社等との会議を定期的実施し、子会社等の経営方針・経営計画についてチェックと調整を行う。
- (e) 関係会社管理規定に従い、子会社等に対し内部監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを監査役から求められた場合、その人選にあたっては監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人の任命・異動については、事前に監査役と協議の上、決定し、その人事考課については常勤監査役が行う。
- (b) 監査役がその職務を補助すべき使用人が監査役の職務を補助する場合は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。
- (8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等が監査役に報告をするための体制と、報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく監査役に報告を行う。
- (b) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令・定款に違反する事実、当社及び子会社等の会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項を遅滞なく監査役に報告を行う。
- (c) 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は監査の実施にあたり必要と認めた時は、自らの判断で顧問弁護士や公認会計士等の外部アドバイザーを任用することができる。
- (b) 監査役は監査の実効性を高めるため、会計監査人及び内部監査部門と連携強化を図るとともに、会計監査人から会計監査内容について、また内部監査部門から内部監査の実施状況について報告を受ける。

#### 2. 内部統制システムの整備状況

当社における内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス体制
- 内部統制推進部が主管部署として、「企業倫理綱領」における「行動規範」と「倫理規定」に基づき、公正で適切な企業活動の徹底を図るとともに、構成員個々の遵法精神の高揚に努めております。制度面では、企業倫理委員会及び内部通報制度（企業倫理ホットライン）を設置し、コンプライアンス上の問題に関する情報収集とその対応を行っております。
- (2) リスク管理体制
- 当社の経営に重大な影響を及ぼす大規模な事故、災害、不祥事等に関するリスクに対しては、危機管理委員会規定に基づき対応を図るとともに、適切なリスク管理体制の構築、整備に取り組んでおります。
- (3) 情報管理体制
- 「文書帳票の保管及び処分規定」および「情報機器運用管理規定」に基づき、情報の保存・管理を行っております。
- (4) 効率性確保のための体制
- 全社及び各事業部門単位で策定した中期経営計画と、半期毎に細分化された目標数値により、会社として達成すべき目標を明確にし、これに基づく業績管理を行っております。

(5) 内部監査のための体制

内部監査部門が、監査計画に基づき、当社及びグループ各社を対象として、業務活動が適正・効果的に行われているかを監査しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした対応を基本とし、当社「行動規範」において次のように宣言しております。

(1) 寄付金に関しては、社内承認手続きを明確にすると共に、これを遵守します。

(2) 企業の社会的責任を強く認識し、反社会的勢力、団体に対しては、関係機関と連携して断固として対決します。

(3) 反社会的勢力、団体の働きかけに対しては、担当部門や担当者に任せるのではなく、組織的に対応するため、社内体制を整備します。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

#### (1) 社内規定

当社「行動規範」において、反社会的勢力に対する社員の行動指針を示しております。

#### (2) 社外対応窓口

本社人事総務部が担当しております。

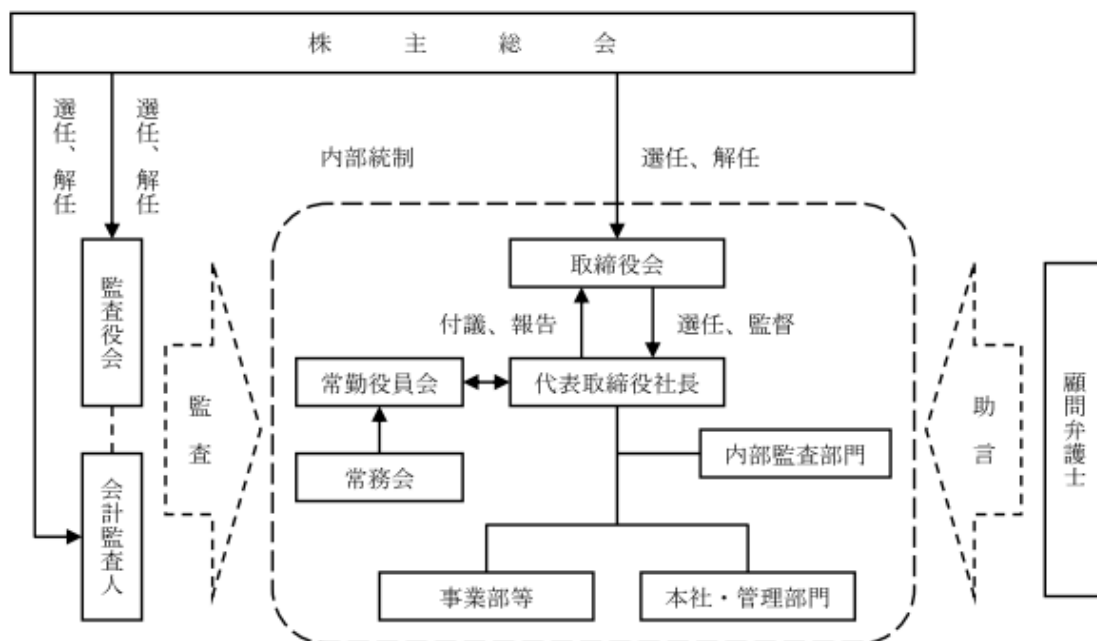
#### (3) 社員への周知

当社「行動規範」を分かり易く解説した「我らの道」を全社員に配付し、策定した不当要求対応マニュアルを社内研修で活用するなど、社内周知に努めております。

#### (4) 連携する関係機関

京都地区企業防衛対策協議会に加盟するなど情報収集に努めるほか、必要に応じて所轄警察に相談いたします。





適時開示に係る社内体制とその情報の流れは、次の図のとおりです。

